

各 位

管理会社名 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治
(TEL. 050-5785-6306)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、別紙に記載のE T F（以下、対象E T Fといいます。）における各投資信託約款の変更に関し、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容および理由

対象E T Fについて、以下の通り、各投資信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

<約款変更の内容>

◆金銭型E T Fにおける日本証券クリアリング機構による清算制度対応

各対象E T Fの指定証券会社等を通じた取得時において、株式会社日本証券クリアリング機構による債務負担を前提とした清算制度を利用することが可能となったことを受け、同制度を利用するために必要となる規定を追加するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※当該変更は、東京証券取引所を通じた各対象E T Fの売買について変更するものではありません。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2026年4月8日（予定）

変更日 : 2026年4月9日以降、順次（次頁参照）

3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

4. 対象ETF

銘柄 コード	ファンド名	約款変更実施日
2235	上場インデックスファンド米国株式（ダウ平均）為替ヘッジなし	2026年4月9日
2562	上場インデックスファンド米国株式（ダウ平均）為替ヘッジあり	
2568	上場インデックスファンド米国株式（NASDAQ100）為替ヘッジなし	
2569	上場インデックスファンド米国株式（NASDAQ100）為替ヘッジあり	
1486	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし）	2026年4月11日
1487	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり）	
1555	上場インデックスファンド豪州リート（S&P/ASX200 A-REIT）	
1566	上場インデックスファンド新興国債券	
1677	上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGBI）毎月分配型	2026年4月21日
1322	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E Fund CSI300	
1495	上場インデックスファンドアジアリート	
1547	上場インデックスファンド米国株式（S&P500）	
1554	上場インデックスファンド世界株式（MSCI ACWI）除く日本	
1680	上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）	
1681	上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCI エマージング）	
2239	上場インデックスファンド S&P500 先物レバレッジ2倍	
2240	上場インデックスファンド S&P500 先物インバース	
2521	上場インデックスファンド米国株式（S&P500）為替ヘッジあり	

以上

別紙. 各投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (ダウ平均) 為替ヘッジなし	約款	第6条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (ダウ平均) 為替ヘッジあり	約款	第12条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (NASDAQ100) 為替ヘッジなし	約款	第13条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (NASDAQ100) 為替ヘッジあり	約款	附則第2条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンドアジアリート	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり	約款	

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>② (略)</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ① (略)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ① (同 左)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当</p>

<p>該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>③～⑥（略）</p>	<p>③～⑥（同 左）</p>
<p>附則第2条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>（新 設）</p>

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし）	約款	第6条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり）	約款	第12条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド豪州リート（S&P/ASX200 A-REIT）	約款	第13条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド新興国債券	約款	附則第1条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド世界株式（MSCI ACWI）	除く日本	約款
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング）	約款	

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（当初の受益者） 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>（当初の受益者） 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①（略） ②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①（同 左） ②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4</p>

<p>項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>③～⑥(略)</p>	<p>③～⑥(同左)</p>
<p>附則第1条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドS&P500先物レバレッジ2倍 約款

第6条

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドS&P500先物インバース 約款

第12条

第13条

附則第2条

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>② (略)</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ① (略)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ① (同 左)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得</p>

<p>申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>③～⑦ (略)</p>	<p>③～⑦ (同 左)</p>
<p>附則第2条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新 設)</p>

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外債券 (FTSE WGBI) 毎月分配型 約款	第5条
追加型証券投資信託 上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) E Fund CSI300 約款	第11条
	第12条
	附則第2条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第5条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>② (略)</p>	<p>(当初の受益者) 第5条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 ①受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第5条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 ①受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第12条 ① (略)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第12条 ① (同 左)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録</p>

<p>を行なうことができます。また、第5条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>を行なうことができます。</p>
<p>③～⑥（略）</p>	<p>③～⑥（同 左）</p>
<p>附則第2条 ①第5条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>（新 設）</p>